

「債務保証管理システム一部改修」に係るシステム開発業務仕様書

1 調達件名

一般社団法人日本家畜商協会（以下「家畜商協会」という）は、各家畜商業協同組合が金融機関から預託牛購入資金等の調達を円滑に行うため、昭和41年以降、債務保証事業を実施してきたところである。

令和20年度に、債務保証管理の情報システム（以下「債務保証管理システム」という。）を構築・運用（令和21年度に一部改修済）し、債務保証事業の管理業務も効率化を図ってきたところである。

しかし、上記システムは令和元年度に予定されている年号の変更やWindows10に対応できない状況にある。

そのため、令和元年度において、上記システムの一部改修（プログラム開発、インストール、ドキュメント作成等）に係る委託業務（以下「委託業務」という。）を行うこととする。

2 作業の概要

(1) 業務の目的等

この度、債務保証管理システムの一部改修を行うことにより、家畜商協会は、下記の効果を楽しむことができる。

- ① 債務保証事業に係る年号変更の対応の適正化
- ② 債務保証事業に係る家畜商協会内諸作業の効率化による生産性の向上

(2) 委託業務の概要

- ① 債務保証管理システムを現状のアクセスVBAからVisual_Studioへ変更し、年号の変更やWindows10に対応できるように改修する。
- ② 上記作業に関わるシステムインストール等の運用に係る各種支援。

3 委託業務の推進等

(1) 委託業務の推進

委託業務の推進方法について提案し、家畜商協会の承認を得ること。

(2) スケジュール及び開発体制

令和元年6月28日までにスケジュール及び開発体制を明確にし、以下の資料を提出すること。

- ① 開発スケジュール（工程別、要員別に記載すること）
- ② 開発体制（類似業務経験者を記載）
- ③ 類似業務・開発経験・実績
類似業務（牛トレサビリティー業務、牛流通関連業務、補助金業務）と類似システム開発の実績一覧を提出すること。従事者名を記載すること。
- ④ 開発にあたっては担保管理、預託牛の管理、牛トレサビリティー等に知見及び開発経験（コンサルティング、システム開発、仕様等）を有している担当者が当たること。類似業務の経験、開発実績の一覧表
- ⑤ 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を証明する書類
- ⑥ その他「入札の実施について（公告）」の4の（2）に定める書類

4 開発方法等

(1) 基本設計書の調整

基本設計書の最終確認を行うこと。仕様の内容について変更・追加があるときは基本設計書の変更・追加を行い、更新された基本設計書を納品すること。

また、変更・追加についてはその内容について協会の承認を得ること。

なお、今後とも原則として公募入札により仕様内容の変更・追加を行うこととなるので、他社も基本設計書の内容の変更・追加できるように設計すること。

(2) 基本設計書に基づく詳細設計

- ① 基本設計書に基づき、家畜商協会の要望・意見を考慮して詳細設計を行うこと。
なお、今後とも原則として公募入札により仕様内容の変更・追加を行うこととなるので、他社も詳細設計書の仕様内容の変更・追加できるように設計すること。
- ② 本仕様書に記載されていない機能であっても、家畜商協会と受注者が協議し、委託業務遂行上必要と判断されたプログラムについては追加・修正すること。
ただし、変更量が当初の予定より大幅に増加する場合には、協会および受注者が協議し双方の了解で有効とする。

(3) 家畜商協会の確認

- ① 詳細設計書またはサンプルプログラム等で受注後1か月以内に家畜商協会の承認を得ること。
- ② その後も進捗状況及び問題点等を適宜報告すること。

5 開発環境等

- ① 本業務の遂行に必要な開発環境、及びテスト環境等についてはすべて受注者が負担すること。
- ② 開発に使用するツール、データベース、開発言語等については、受注者が任意に選定する。

6 開発情報の提供

(1) 貸与物件

- ① 現状の基本設計書を紙媒体および電子媒体で提供する。
- ② 現状システムのソースプログラム一式
- ③ その他委託業務の遂行に必要な貸与物件がある場合は、事前に家畜商協会と協議の上、貸与申請を行うこと。
- ④ 貸与された物件は、厳重な管理を行い、委託業務の完了時に返却すること。

7 納品物

以下の納品物について、電子ファイルは適切な媒体に収録し、紙媒体はファイルに綴じて各2部納品すること。

(1) ドキュメント類 (①～②について、電子ファイル及び紙媒体各2部)

- ① システム基本設計書
- ② システム操作説明書

(2) プログラム類 (①～②について、電子ファイル2部)

- ① ソースプログラム
- ② 実行プログラム
- ③ その他

8 履行期限

令和元年9月28日(金)

9 納入場所

家畜商協会が指定するパソコン(インストール)。

10 利用者への教育・訓練

家畜商協会担当者にシステムの運用・管理・維持を行っていく上で必要な教育を家畜商協会が指定した場所・日時に実施(少なくとも3回)すること。

(1) 説明内容等

- ① プログラム内容(データベース更新、処理条件等)

- ② データベースの項目と更新タイミング
 - ③ システム運用・操作
- (2) その他

上記以外で受注者が必要な事項又は協会からの要望事項があれば実施すること。

ただし大幅な費用が増加すると判断される場合は、協会および受注者で別途協議し双方の合意を得て進めることとする。

11 瑕疵担保責任

(1) 瑕疵担保期間

- ① 納入物の瑕疵担保期間は、検収後1年間とする。
- ② 検収後1年間は、不具合(不具合を解消するための軽微な変更、プログラムの更新を含む。)は無償で対処すること。

(2) 瑕疵発生時の対応

障害について問い合わせを受けた受注者は、速やかに原因究明及び復旧作業に協力しなければならない。

- ・ プログラムの瑕疵による障害発生には、家畜商協会等から連絡を受けた時より24時間以内に一時対応し、その後の処置について家畜商協会担当者の指示を仰ぎ、誠意を持って速やかな解決を図ることとする。
- ・ プログラムの変更作業等は適宜、家畜商協会担当者の了解を得て進めることとする。

(3) 報告

障害対応を実施した際は、文書にて報告を行うこと。

12 家畜商協会の環境によるシステム検収

(1) インストール及び環境設定

開発したシステムのインストール及び動作環境の設定を行うこと。

(2) 検収の実施体制

家畜商協会は、開発を依頼したプログラムの機能等について検収・確認を行う。

(3) 不具合の解消

不具合が確認された場合、受注者は速やかにプログラムを修正し、解消すること。

13 その他

(1) 入札者の要件

- ① 仕様書に示す内容を理解できること(基本設計の内容については説明しない。)
- ② 開発担当者は類似システムの開発経験、肉用牛及び牛トレサビリティ制度に関する知見を有すること。基本設計書を理解するためにも、牛の生産(繁殖)、肥育(導入)、家畜取引、と畜、資金調達、債権管理など業務特有の知見は必要となる。
- ③ 納入期限内に確実に履行できること。
- ④ 本システム開発のための環境が整っていること(OS、ミドルソフト、)。
- ⑤ 情報セキュリティ実施基準である「ISO/IEC27001」(ISMS)の認証を有していること。
- ⑥ その他「入札の実施について(公告)」の2に定める要件を満たしていること。

(2) その他

検収後1年間は、家畜商協会からの当該システムに係る、運用・操作、プログラムの内容等に関する問い合わせに対処すること。

この場合、受注者が家畜商協会に出向いて頂くことがあることに留意ください。

以上